

【人吉市が実施する介護予防・日常生活支援総合事業の概要】

通所型	通所型サービスA 市独自基準
令和6年4月1日施行 ※基本報酬単価及び介護職員応援加算単価改定	
サービスの内容等	<ul style="list-style-type: none"> ●1日通所 5時間以上 ●半日通所 3時間以上5時間未満
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ●要支援認定者 ●事業対象者
サービス提供回数	<ul style="list-style-type: none"> ●事業対象者、要支援1 の提供回数 1日のみ 若しくは 1日と半日を併用の場合 4回以内/月 (週に1回を限度) ※1月が5週の場合は、5回まで 半日のみの利用の場合 6回以内/月 (週に2回を限度) ※1月が5週の場合は、8回まで ●要支援2 の提供回数 1日のみ 若しくは 1日と半日を併用の場合 8回以内/月 (週に2回を限度) ※1月が5週の場合は、10回まで 半日のみの利用の場合 12回以内/月 (週に3回を限度) ※1月が5週の場合は、15回まで ●提供時間 (1日) 5時間以上8時間未満 (半日) 3時間以上5時間未満
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者指定 (国保連経由による審査・支払)
人員基準	<ul style="list-style-type: none"> ●管理者 常勤・専従1以上 ●生活相談員 専従1以上 ●看護職員 専従1以上 ●介護職員 ~15人 専従1以上 15人~ 利用者1人に専従0.2以上 ●機能訓練指導員 1以上 (兼務可) <p>※同一の事業所において、介護給付のサービスを提供する場合にあつては、兼務することができる。 【特例措置】 通所型サービスAの利用者と通所介護サービス (要介護者) の利用者の合計数が10人以下の場合は、サービスAに係る専従の介護職員を置く必要はない。</p>
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ●食堂及び機能訓練室 3㎡×利用定員以上 ※可能な限り要介護者とは別フロアにて実施 ※同一フロアで実施する場合は、面積に留意すること。 ●静養室、相談室、事務室 ※共同利用可 ●消火設備その他の非常災害に必要な設備・必要なその他の設備・備品 ※共同利用可
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ●個別サービス計画 (通所介護計画) の作成 ●運営規定等の説明・同意 ●提供拒否の禁止 ●従業者の清潔保持、健康状況の管理 ●秘密保持 ●事故発生時の対応 ●廃止、休止の届と便宜の提供 等 ●在宅実施状況の確認及び評価
算定単位	<ul style="list-style-type: none"> ●1回あたりの単価 (一部1月あたりの単価設定あり)
報酬単価の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●基本単位 (事業対象者・要支援1) 338単位/回 (1日) 240単位/回 (半日) ●基本単位 (要支援2) 351単位/回 (1日) 250単位/回 (半日)
区分支給限度額対象外の有無	<ul style="list-style-type: none"> ●無
支給限度額管理の有無	<ul style="list-style-type: none"> ●要支援1・・・5,032単位 ●要支援2・・・10,531単位
サービスコード	<ul style="list-style-type: none"> ●A7
単価と加算	<ul style="list-style-type: none"> ●単価は1日or半日 ●若年性認知症利用者受入加算 ●生活機能向上グループ加算 ●運動器機能向上加算 ●栄養改善加算 ●口腔機能向上加算 ●選択的サービス複数実施加算 I ●選択的サービス複数実施加算 II ●事業所評価加算 ●入浴介助体制強化加算 ●遠隔地送迎加算 I ●遠隔地送迎加算 II ●人員配置加算 I ●人員配置加算 II ●介護職員応援加算 I (現行の介護職員処遇改善加算 I に相当) ※キャリアパス要件 I ・要件 II ・要件 III、職場環境等要件の全てを満たす対象事業者) ●介護職員応援加算 II (現行の介護職員処遇改善加算 II に相当) ※キャリアパス要件 I ・要件 II、職場環境等要件の全てを満たす対象事業者) ●介護職員応援加算 III (現行の介護職員処遇改善加算 III に相当) ※キャリアパス要件 I 又は要件 II、職場環境等要件を満たす対象事業者) <p>●1単位 10円</p>
利用者負担	<ul style="list-style-type: none"> ●報酬総額の1割 ※一定の所得のある方も1割 (2割又は3割負担はない。)
その他 (注意事項)	<ul style="list-style-type: none"> ●入浴料金を別途徴収する場合にあつては、その上限額を300円とする。(運営規定等の変更が必要) ●単に入浴サービスのみという利用は適当ではないことから、利用者の日常生活動作能力などの向上のため、日常生活を通じた機能訓練等を実施することを必須とする。